前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象	
外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連取引をいう。）又は連結法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人をいう。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等との間の同号に規定する内部取引に係るもの	第三条の四の三第二項第三号
外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令	政令

2　地方税法施行規則第十条の二の九第二項及び第十条の二の十第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条の二の九第二項	政令第四十八条の十五の三第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第六項において準用する政令第四十八条の十五の三第三項に
第十条の二の九第二項第一号	法第三百二十一条の十一の二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て

2　地方税法施行規則第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の九の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	政令第四十八条の十五の三第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（第三号において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第六項において準用する政令第四十八条の十五の三第三項に
第二項第一号	法第三百二十一条の十一の二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て